様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の５第１項第１号ニ又は同項第２号リ⑶の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

（記載上の注意） １．～４．（略） ５．運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

様式第三号（第八条の二十七関係）

備考

１～４　（略）

５　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

６・７　（略）

様式第四号（第八条の二十九関係）

備考　１　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 ２・３　（略）

様式第五号（第八条の三十八関係）

備考　１　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 ２・３　（略）

様式第六号（第九条の二関係）

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第６条の５第１項第１号ニ又は同項第２号チ⑶の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

（記載上の注意） １．～４．（略） ５．運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

様式第三号（第八条の二十七関係）

備考

１～４　（略）

５　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

６・７　（略）

様式第四号（第八条の二十九関係）

備考　１　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 ２・３　（略）

様式第五号（第八条の三十八関係）

備考　１　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 ２・３　（略）

様式第六号（第九条の二関係）

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日